

青森県報

号外第百二号

平成十九年
十二月二十六日
(水曜日)

目 次

教育委員会

- 学校教育法施行細則等の一部を改正する規則…………… (県立学校課) ……
- 臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) ……
- 教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法の一部改正…………… (義務教育課) ……

教 育 委 員 会

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十四号

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則

(学校教育法施行細則の一部改正)

第一条 学校教育法施行細則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

第三条中「第四条の二」を「第五条」に改める。

第六条中「第六条」を「第七条」に改める。

第七条中「第七条」を「第九条」に改める。

第八条中「第七条の二第一項又は第二項」を「第十条第一項又は第二項」に改める。

第九条中「第七条の三」を「第十一条」に改める。

第十条中「小学部」を「幼稚部、小学部」に、「高等部又は幼稚部」を「又は高等部」に、「第七条の五」を「第十三条」に改める。

第十一条中「第七条の六」を「第十四条」に改める。

第十二条中「小学部」を「幼稚部、小学部」に改め、「幼稚部」を削り、「第七条の七」を「第十五条」に改める。

(青森県立学校学則の一部改正)

第二条 青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第六十五条の十二」を「以下「施行規則」という。(第百七条第一項)に改める。

第一条の三中「学校教育法施行規則第五十七条の五第一項」を「施行規則第八十七条第一項」に改める。

第三十五条中「第二十二条」を「第十六条」に改める。

第三十六条第一項中「学校教育法施行規則第二十七条及び第七十三条の十四」を「施行規則第五十七条及び第三百三十三条」に改める。

(青森県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第三条 青森県教育職員免許状に関する規則(昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表幼稚園教諭の一種免許状の項及び幼稚園教諭の二種免許状の項を削り、同表小学校教諭の一種免許状の項の次に次のように加える。

幼稚園教諭の一種免許状	九	八	七	六
	三	三	四	四
	一二	一四	一六	一八
	五	五	五	六
	二五	三〇	三五	四〇

幼稚園教諭の二種免許状	一〇	二	二	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	九	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
	八	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	七	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	一〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	一一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	一二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	一三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	一四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	一五	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

第十四条第三項の表幼稚園教諭の一種免許状の項を削り、同表小学校教諭の一種免許状の項の前に次のように加える。

幼稚園教諭の一種免許状	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	五	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	九	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	一〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	一一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	一二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	一三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	一四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	一五	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会訓令第二十四号

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月二十六日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

臨時職員の給与に関する規程（昭和三十六年七月青森県教育委員会訓令第第八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「七十五条」を「第八十一条」に、「第七十三条の二十一」を「第四百零一条」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会告示第十四号

平成十三年十月二十六日青森県教育委員会告示第十二号（教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月二十六日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

別表（八）中「第3条」を「第4条」に改める。

別表（十二）中「第4条」を「第5条」に改める。

別表（十三）中「第70条の8」を「第121条」に改める。

別表（十五）中「学校栄養職員」の次に「その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員」を加え、「附則第18項備考第2号」を「附則第18項の表備考第2号」に、「附則第6項備考第5号」を「附則第6項の表備考第5号」に改める。

別表（十六）中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

(発行人・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七十七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	---	------------------------------